

News

広島県農地中間管理機構

農業者団体と協定を締結

～さらなる農地の集積と集約化の促進に向けて～

平成 29 年 7 月 24 日 (月), 3 つの農業者団体 (広島県農業法人協会, 広島県集落法人連絡協議会, 広島県稲作経営者会議) と機構は, 「農地中間管理事業による農用地の集積及び集約化の促進に関する協定」を締結しました。

協定書

※拡大版を次ページに掲載



積極的な PR に向けて

平成 28 年度の農地中間管理事業の実績は対前年比 82% と, 本県も全国と同様に伸び悩んでいます。その要因について, 農林水産省の調査では, 農地所有者や担い手に対する農地中間管理事業の PR 不足が課題とされています。

協定を締結した 3 団体の会員の多くは土地利用型の経営体であり, 地域の農地維持や経営規模拡大など, 会員の皆様と連携を図ることで, 機構事業の PR が大いに期待されます。

ほとんどの農地が中山間地域にある広島県において, 担い手ニーズに対応した, まとまった優良農地を確保することは容易ではありませんが, 関係機関, 特に, 新たに設置される農用地利用最適化推進委員との連携を密に, 地域での話し合い活動に積極的に参加することで, さらに理解を深め, 地域の実情に応じた取り組みを展開していきます。

中国四国地方では 5 番目の協定締結

このような協定は, これまでに 20 府県において締結されており, 中国四国地方では, 岡山県, 山口県, 香川県, 愛媛県に次いで 5 番目となります。

今後, 他の団体とも連携を深め, 協定締結に向けた取組を検討していきます。



右から, 広島県農林水産局 上仲局長 (立会人), 広島県集落法人連絡協議会 畝会長, 広島県農業法人協会 高木会長, 広島県稲作経営者会議 藤原会長, (一財) 広島県森林整備・農業振興財団 寶来理事長, (一社) 広島県農業会議 佐伯副会長 (立会人, 会長代理)

農業者団体の紹介

○広島県農業法人協会

会 長 : 高木 昭夫 ((農) ファーム志和事務局長)

会員数 : 23 法人

県内の農業法人の結集を図り, 会員相互の協力連携のもとに, 法人経営の安定確立に取組み, 企業経営体として広島県農業の発展に資する。

○広島県集落法人連絡協議会

会 長 : 畝 啓一郎 ((農) さだしげ代表理事)

会員数 : 226 法人

県内の集落法人の連携を強化し, 地域農業の振興と農地の保全, 集落機能の維持・発展に向けて牽引的役割を發揮する。

○広島県稲作経営者会議

会 長 : 藤原 博己 ((株) ライスファーム藤原代表取締役)

会員数 : 17 経営体

会員相互の緊密な連携のもとに, 経営・技術管理の研鑽に努め, 稲作経営の安定と経済的地位の向上をはかり, 地域農業の発展に寄与する。

○上記農業団体の機構利用状況 (H26~28 年度実績)

(単位 : 法人, ha)

農業団体	会員数	借受 申込	転貸実績	
			経営体	面積
広島県農業法人協会	23	9	5	281
広島県集落法人連絡協議会	226	152	114	1,951
広島県稲作経営者会議	17	12	11	97
合計 (重複会員除く)	254	162	120	1,964

◆農地の貸付希望者を随時受付中

随時, 農地の貸付希望を募集しています。

詳しくは, こちらから

→ <http://hsnz.jp/kikou/kashitai.php>

農地中間管理事業による農用地の集積及び集約化の促進に関する協定書

広島県農業者団体（広島県農業法人協会、広島県集落法人連絡協議会、広島県稲作経営者会議。以下「甲」という。）と一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（農地中間管理機構。以下「乙」という。）は、広島県と一般社団法人広島県農業会議を立会人として、農地中間管理事業を通じた農用地利用の効率化及び高度化の促進を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、担い手の経営規模の拡大、農地の集約化など農用地利用の効率化・高度化により、生産性の向上と地域農業の活性化を図るため、乙が実施する農地中間管理事業を活用し、甲の会員（以下「会員」という。）への農用地の集積及び集約化を推進することを目的とする。

（農地中間管理事業の促進）

第2条 甲及び乙は、農地中間管理事業の活用を促進させるため、農業経営の規模縮小や経営転換を考えている農用地の所有者等に対し、相互に連携、協力して農地中間管理事業の活用を呼びかけるとともに、地域農業の担い手である会員に対し、その活用を促すよう努めるものとする。

2 前項に基づき、甲は、会員に対し、次に掲げる事項に取り組むよう呼びかけを行うものとする。

- (1) 会員が、新たに経営規模を拡大する場合は、農地中間管理事業を積極的に利用するよう努めること。
- (2) 会員が、現在利用している農用地の貸借契約を更新する場合は、できる限り農地中間管理事業に移行するよう努めること。
- (3) 農用地の遊休化や分散踏ほの解消に向け、農用地の利用調整に係る地域の話し合いに参加し、地域の担い手農業者や農業法人との調整や協議に協力するよう努めること。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の3か月前までに甲及び乙から別段の意思表示がないときは、更に1年間協定を継続するものとし、以後同様とする。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じ、甲乙による協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙及び立会人押印の上、各1通を保有する。

平成29年7月24日

甲1 広島県農業法人協会

会長 高木 昭夫



甲2 広島県集落法人連絡協議会

会長 畝 啓一郎



甲3 広島県稲作経営者会議

会長 藤原 博巳



乙 一般財団法人 広島県森林整備・農業振興財団

理事長 寶来 伸夫



立会人 広島県農林水産局

局長 上 仲 孝昌



立会人 一般社団法人広島県農業会議

会長 蔵田 義雄

